

広島県告示第百三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定によつて昭和五十九年広島県告示第七百六十七号で定めた区域を廃止する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦